

作成日2010年12月30日
改訂日

製品安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

製品名	DCMU
会社名	保土谷UPL株式会社
住所	〒103-0027 東京都中央区日本橋三丁目14番5号
担当部門	営業部
電話番号	03-6225-3194
緊急連絡電話番号	03-6225-3194
FAX番号	03-6225-3197
メールアドレス	hodogayaupl@hodogaya-upl.com
推奨用途及び使用上の制限	農薬原体

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	可燃性固体 自然発火性固体 自己発熱性化学品 金属腐食性物質	区分外 区分外 区分外 分類できない
健康に対する有害性	急性毒性(経口) 急性毒性(経皮) 急性毒性(吸入:粉じん) 皮膚腐食性/刺激性 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 呼吸器感作性 皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性(単回暴露) 特定標的臓器毒性(反復暴露) 吸引性呼吸器有害性	区分外 区分外 区分外 区分3 区分2B 分類できない 区分外 区分外 区分外 区分3気道刺激性 区分2血液 分類できない
環境に対する有害性	水生環境急性有害性 水生環境慢性有害性	区分1 区分1

GHSラベル要素 シンボル



注意喚起語 危険有害性情報

警告
H316 軽度の皮膚刺激
H320 眼刺激
H335 気道刺激性のおそれ
H373 長期又は反復暴露による血液の障害のおそれ

H400 水生生物に非常に強い毒性
H410 長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き
安全対策

屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。(P271)
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)
ガスの吸入を避けること。(P261)
容器を密閉しておくこと。(P233)
環境への放出を避けること。(P273)

救急措置

吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
皮膚に付着した場合、皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを求めること。(P332+P313)
漏出物は回収すること。(P391)

保管

施錠して保管すること。(P405)
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)

廃棄

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別
一般名

単一製品
3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素

成分	濃度又は濃度範囲	官報公示整理番号		CAS番号
		化審法	安衛法	
DCMU	>=98 %	(3)-2194	4-(13)-42	330-54-1
その他成分	<=2 %			

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)

第1種指定化学物質
(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素
(別名ジウロン又はDCMU)

(政令番号:169)

(98 %)

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素

(政令番号:249)

(98 %)

4. 応急措置

吸入した場合

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合

水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

目に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

5. 火災時の措置

消火剤

大量の水、二酸化炭素、粉末消火剤、土

特有の消火方法

危険でなければ火災区域から容器を移動する。
容器が熱に晒されているときは、移さない。
火を封じ込み燃焼させる。消火が必要であれば、注水又は水噴霧が推奨される。

消火を行う者の保護

蒸気に接触、吸入しないように保護衣、化学用ゴーグル、防毒マスクを着用して消火する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急措置

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
関係者以外の立入りを禁止する。
風上に留まる。
作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
低地から離れる。

環境に対する注意事項

環境中に放出してはならない。
河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
本製品は、水汚染物なので土壌汚染、もしくは排水溝及び排水系及び大量の水に流入することを防止する。

回収・中和

物質を吸込み又は掃き取って廃棄用容器に入れること。
不活性材料(例えば、乾燥砂又は土等)で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。
掬い取るか、適切な吸収材によって水表面から除去する。分散剤を使用してはならない。

封じ込め及び浄化方法・機材

物質を固化して掻き取る。
本製品は水に浮かぶため火災の危険がある。可能ならば、浮いている製品を封じ込めるよう努める。
除去後、汚染現場を水で完全に洗浄する。

二次災害の防止策

すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。
滑らかな滑りやすい表面を床上に形成するので、完全に取除くこと。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

局所排気・全体換気 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。

安全取扱い注意事項 取扱い後はよく手を洗うこと。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
皮膚との接触を避けること。
ガスの吸入を避けること。
粉じん、ヒュームの吸入を避けること。
屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。
排気用の換気を行うこと。
眼との接触を避けること。
環境への放出を避けること。

接触回避 『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管 混触危険物質 『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管条件 施錠して保管すること。
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度、許容濃度

	管理濃度(厚生労働省)	許容濃度(産衛学会)	ACGIH
3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素			TWA 10mg/m ³

設備対策 高熱取扱いで、工程で粉じん、ヒュームが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
高熱取扱いで、工程でミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
高熱取扱いで、工程でガスが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。
本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。

保護具 呼吸器の保護具 ほとんどの条件で呼吸保護は必要ない。しかし、埃っぽい雰囲気では認可ダスト呼吸器を使用する。

手の保護具 適切な保護手袋を着用すること。

眼の保護具 適切な眼の保護具を着用すること。
保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)

皮膚及び身体の保護具 適切な保護衣を着用すること。

衛生対策 取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態 形状 粉末
色 白色
臭い 無臭
融点 158.6～159.1℃
沸点、初留点及び沸騰範囲 分解が認められたため測定不能(400℃)

引火点	情報なし		
蒸気圧	9.6 × 10 ⁻¹² Pa	温度	25°C
比重(密度)	1.50g/cm ³ (20°C)		
オクタノール／水分配係数	Log Pow 3.0 (20°C)	区分	実測値
その他	水に対する溶解性: 35.5mg/L (25°C) 溶媒の溶解性: メタノール 39.8g/L, アセトン 51.0g/L, エタノール 34.5g/L		

10. 安定性及び反応性

安定性	(熱): 安定(150°C以下) (光): 太陽光照射25日で45%分解され、塩素のヒドロキシル基置換体(モノ置換)を生成する。
危険有害反応可能性	酸、アルカリにより加水分解され、3,4-ジクロロアニリン、ジメチルアミンを生成する。
危険有害な分解生成物	高熱での分解や燃焼により塩化水素、一酸化炭素、窒素酸化物などの有害ガスが発生するか可能性がある。

11. 有害性情報

経口 経口(根拠)	LD50 マウス♀ 2,030mg/kg 急性毒性(経口)LD50 2,030mg/kg(マウス♀)より、 急性毒性(経口)一区分外とした。
経皮 経皮(根拠)	LD50 ラット >7,000mg/kg 急性毒性(経皮)LD50 >7,000mg/kg(ラット♂♀)より 急性毒性(経皮)一区分外とした。
吸入: 粉じん(根拠)	製品の急性毒性推定値が2,200mg/kg(マウス♂)のため 急性毒性(吸入: 粉じん)一区分外とした。
皮膚腐食性／刺激性(根拠)	自社データでは、 (皮膚一次刺激性)ウサギ 72時間 刺激性なし(80%水和剤) (皮膚腐蝕性) 腐蝕性なし 農薬登録申請資料(1996)では、モルモットの皮膚一次刺激性試験において10匹中3匹の健常皮膚で軽度の紅斑がみられたとの報告がある。 また、ACGIH(7th, 2001)およびACGIH-TLV(2005)では皮膚刺激性があるとされている。 このため、皮膚腐食性／刺激性一区分3とした。
眼に対する重篤な損傷／刺激性(根拠)	自社測定値では、(眼刺激性)ウサギ 3日間 刺激性なし(80%水和剤) なお、ACGIH(7th, 2001)およびACGIH-TLV(2005)では眼刺激性があるとされている。 このため、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性一区分2Bとした。
皮膚感作性(根拠)	感作性 :モルモット 48時間 皮膚感作性 陰性のため、 皮膚感作性一区分外とした。
生殖細胞変異原性(根拠)	変異原性(染色体異常): 陰性 変異原性(微生物): Ames Test 陰性 のため、生殖細胞変異原性一区分外とした。
発がん性(根拠)	発がん性: マウス 発がん性なし より、発がん性一区分外とした。
生殖毒性(根拠)	生殖毒性: 繁殖性異常なし

より、生殖毒性－区分外とした。

特定標的臓器／全身毒性(単回ばく露)
(根拠)

農薬登録申請資料(1996)より、ラットの急性吸入毒性試験において鼻又は口に赤色分泌物がみられたこと、及び本物質は皮膚及び眼に弱い刺激性があることから、
特定標的臓器／全身毒性(単回ばく露)－区分3(気道刺激性)とした。
なお、ACGIH(7th, 2001)およびACGIH-TLV(2005)では気道刺激性があるとされている。

特定標的臓器／全身毒性(反復ばく露)
(根拠)

農薬登録申請資料(2005)より、ラットおよびイヌの反復ばく露試験(混餌投与)では、血液への影響が認められた(特に赤血球数、ヘモグロビン濃度等の赤血球パラメータの減少)。毒性が表れた用量とガイダンス値との比較から、
特定標的臓器毒性(反復ばく露)－区分2(血液)とした。
(その他に腎臓、肝臓等への影響もみられたが、重篤な影響とは考えられず、標的臓器には含めなかった。)

吸引性呼吸器有害性(根拠)

データなし。

12. 環境影響情報

環境に対する有害性

水生環境急性有害性

藻類(緑藻)の $ErC50(0-72hr) = 7.63 \mu g/L$ から、区分1とした。

水生環境慢性有害性

化審法にもとづく既存化学物質安全性点検データより、生物蓄積性が低い($BCF=14$)ものの、急速分解性がない(BOD による分解度 0%)ことから、区分1とした。

生態毒性

魚毒性／その他
環境影響その他

LC50	コイ	>100mg/L(96hr)
EC50	オオミジンコ	1.8mg/L(48hr)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

汚染容器及び包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

3077

Proper Shipping Name.

Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.

Class

9

Packing Group

III

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

UN No.

3077

Proper Shipping Name.

Environmentally hazardous substance, solid, n.o.s.

	Class	9
	Packing Group	III
国内規制	陸上規制情報	該当しない
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	3077
	品名	(その他の有害物質(固体)(他に品名が明示されたものを除く。))
	クラス	9
	容器等級	III
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	3077
	品名	(その他の有害物質(固体)(他に品名が明示されたものを除く。))
	クラス	9
	容器等級	III

15. 適用法令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	第2種監視化学物質(法第2条第5項)
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	第3種監視化学物質(法第2条第6項)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)
農薬取締法	有害性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
船舶安全法	その他の有害物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
航空法	

16. その他の情報

参考文献	日本ケミカルデータベース(株)「化学品総合データベース」
その他	記載内容は、現時点で当社が入手した資料・データ等に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。又、注意事項は通常の実施を前提としたもので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。